

広島県告示第四百十六号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年総務省令第二号）による改正前の地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則の一部を改正する規則（令和六年広島県規則第十八号）による改正前の広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	株式会社トラストバンク	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託を受けて納付を行うことができず、歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができない期間
	東京都品川区上大崎三丁目一番一号	令和六年三月二十五日	広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第三十八条の二第一項に規定する特例控除対象寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日
GMOPayment Gatehouse エイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号	同	同	同
		右	右	右